

PCB 特別措置法に基づく PCB 廃棄物の保管等の届出の 全国集計結果について



ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB 廃棄物特別措置法)に基づき PCB 廃棄物を保管する事業者から都道府県等に対して届出された、平成 25 年 3 月 31 日現在の PCB 廃棄物の保管等の状況について取りまとめられました。調査結果の概要は、以下の通りです。

PCB廃棄物の保管状況

廃棄物の種類	保管事業所数	保管量
高圧トランス	7,247	29,538 台
高圧コンデンサ	31,798	183,458 台
低圧トランス	777	35,164 台
低圧コンデンサ	3,886	1,674,776 台
柱上トランス	302	1,469,970 台
安定器	15,569	5,810,262 個
PCB	338	457 トン
PCBを含む油	3,839	60,455 トン
感圧複写紙	357	682 トン
ウエス	2,834	748 トン
汚泥	439	19,855 トン
その他の機器等	18,208	564,206 台

PCB廃棄物を保管する事業所における
PCB使用製品の使用状況

廃棄物の種類	保管事業所数	保管量
高圧トランス	2,083	7,827 台
高圧コンデンサ	3,613	10,788 台
低圧トランス	174	1,138 台
低圧コンデンサ	161	21,533 台
柱上トランス	41	409,710 台
安定器	1,043	164,486 個
PCB	22	416 kg
PCBを含む油	33	31,596 kg
その他の機器等	5,650	35,633 台

(平成25年3月31日現在)

PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に進めていくためには、PCB 廃棄物の数量を確実に把握しておくことが重要であることから、都道府県等に対し、引き続き PCB 廃棄物特別措置法に基づく届出制度の一層の周知を図り、保管事業場の確実な把握を進めるとともに、PCB 廃棄物が適正に保管され、不適正な処理が生じないよう事業者に対する指導、助言の徹底に努めるよう指導を行っていくこととしています。

当社では、絶縁油中の PCB 分析について多くのお客様からご依頼を頂き、多検体、短納期の体制で行っておりますので、是非お任せ下さい。

資料 3月5日付 環境省報道発表資料

化学分析箇所 戸邊真一

水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP (水道水質検査優良試験所規範) の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。

